



刑事訴訟事件の概況等

1 刑事通常第一審事件の概況

本件調査期間（平成20年1月1日から同年12月31日までの間）の地方裁判所における刑事通常第一審の審理の概況は、【表1】のとおりである。

【表1】刑事通常第一審事件の概況データ(第2回報告書【表1】参照)

終局人員	67,644
平均審理期間(月) ※1	2.9
受理から第1回	1.5
第1回から終局	1.4
2年超の事件の割合(%)	0.2
平均開廷回数(回) ※2	2.5
平均開廷間隔(月)(受理から終局まで)	1.1
※3 (第1回から終局まで)	0.5
平均取調べ証人数(人)	0.8
平均証人尋問公判回数(回) ※4	1.2
平均被告人質問公判回数(回) ※5	1.1
否認率(%)	7.2
弁護士選任率(%)	98.7
国選弁護士選任率(%) ※6	77.3
私選弁護士選任率(%) ※6	24.7
外国人(要通訳)率(%)	6.5
鑑定実施率(%)	0.2
検証実施率(%)	0.1

※1: 審理期間とは、これまでの報告書と同様、事件の受理の日から終局の日までの期間(併合事件がある場合は最初の事件を受理した日から終局までの期間)をいう。多くの事件では、起訴状を受理した日から判決宣告までの期間である。

※2: 開廷回数とは、これまでの報告書と同様、実質審理(冒頭手続、証拠調べ手続、弁論手続又は判決宣告手続)を行った公判期日の開廷回数のほか、証拠調べを実施した公判準備期日の回数を含むものであり、平均開廷回数とは、公判を開いた被告人1人当たりのものをいい、移送など公判が開かれずに終局した事件については、平均開廷回数を算出する対象事件から除外した(以下、特に断らない限り同様である。)

※3: 平均開廷間隔とは、受理から終局までの平均審理期間を平均開廷回数で除したものをいう(以下、特に断らない限り同様である。)

※4: 平均証人尋問公判回数は、証人尋問が実施されずに終局した事件は除外して算出した(以下、特に断らない限り同様である。)

※5: 平均被告人質問公判回数は、被告人質問が実施されずに終局した事件は除外して算出した(以下、特に断らない限り同様である。)

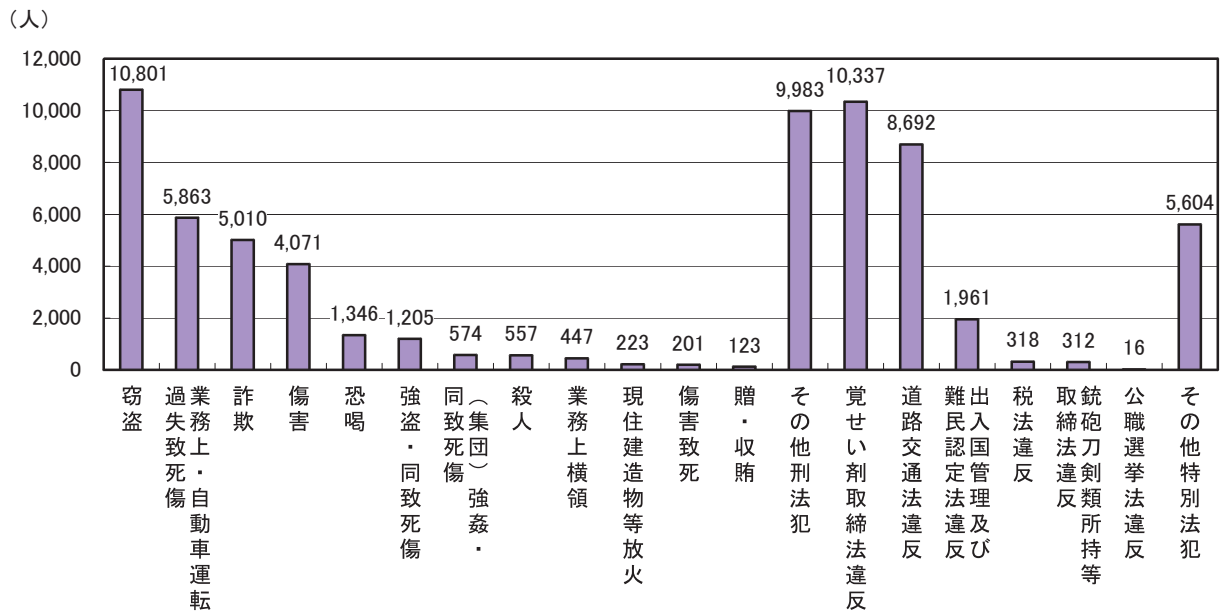
※6: 国選弁護士と私選弁護士が同時に付いた事件や国選弁護士が解任された後に私選弁護士が付いた事件(その逆の場合も含む。)は、「国選弁護士選任率」及び「私選弁護士選任率」の双方に計上されているため、両者の合計は「弁護士選任率」を上回っている。

(主要罪名別終局人員)

主要罪名別の終局人員数を示した【図2】によれば、一般刑法犯では、窃盗が最も多く(1万0801人)、次いで、業務上過失・自動車運転過失致死傷(5863人)、詐欺(5010人)、傷害(4071人)の順となっている。特別法犯では、覚せい剤取締法違反が最も多く(1万0337人)、次いで、道路交通法違反(8692人)、出入国管理及び難民認定法違反(1961人)の順となっている。重大事件では、強盗・同致死傷が1205人、(集団)強姦・同致死傷が574人、殺人が557人、現住建造物等放火が223人、傷害致死が201人となっている。

平成20年の終局人員は第2回報告書の平成18年よりも合計で7700人余り減少し、罪名別では業務上過失・自動車運転過失致死傷、出入国管理及び難民認定法違反の減少が目立つほか、重大事件も全般に減少傾向がみられる(第2回報告書【図2】参照)。しかし、そのような傾向のなかで、道路交通法違反が平成18年と比べ2000人余り増加していることが、特徴的である。

【図2】 主要罪名別終局人員



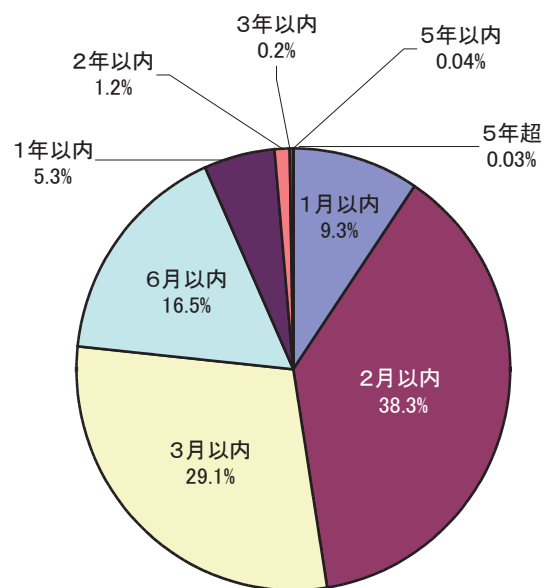
(審理期間)

平均審理期間は2.9月であり、第2回調査期間である平成18年から0.2月短縮された。年間の平均審理期間は近年3.0月台で推移していたが、平成20年は3.0月を下回った。平均審理期間の内訳は、受理から第1回公判期日までの期間が1.5月、第1回公判期日から終局までの期間が1.4月である（【表1】）。

審理期間の分布を示した【図3】によれば、76.7%の事件が3月以内に終局しており、審理期間が1年を超えるものは1.4%（948人）、2年を超えるものは0.2%（147人）である（平成18年は、74.2%が3月以内に終局し、審理期間1年を超えるものは1.6%（1209人）、2年を超えるものは0.3%（217人）であった（第2回報告書【図3】参照）。）。

明白軽微な事件の迅速な処理を目的とする即決裁判手続制度が平成18年10月2日から施行され、同手続の申立てがあった事件は、できる限り起訴から14日以内に公判期日を定めて即日判決の言渡しをしなければならないこととされている。平成20年の同手続による終局人員は4807人であるが、その内4797人（99.8%）が1か月以内に終局している。即決裁判手続により審判された事件は終局人員全体の7.1%に当たり、即決裁判手続で審判された事件を除いた事件の平均審理期間は3.1月である。

【図3】 審理期間の分布



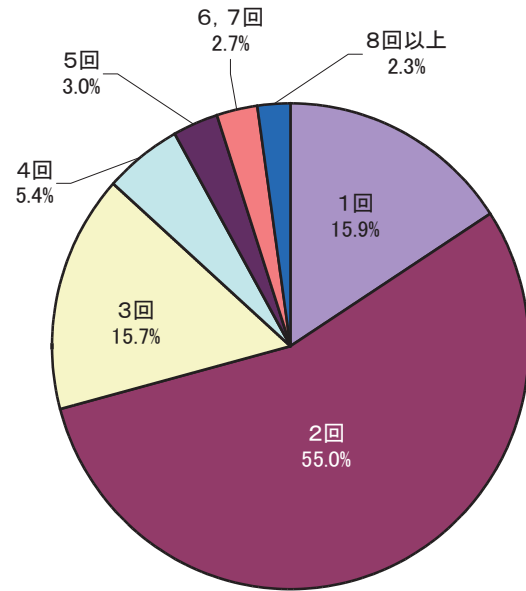
（開廷回数）

平均開廷回数は2.5回であり（【表1】）、第2回調査期間である平成18年から0.2回減少した。

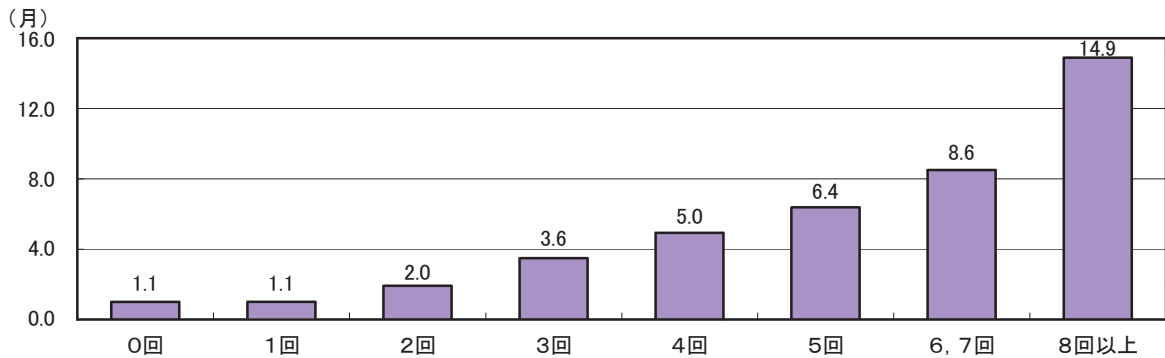
開廷回数の分布を示した【図4】によれば、開廷回数2回の事件（その多くは、1回の公判審理で弁論終結し、次回期日に判決を宣告するもの。）が最も多く（55.0%）、以下、開廷回数1回の事件（15.9%）。そのほとんどが、1回の公判審理で弁論終結し、その日に判決を宣告するもの。）、開廷回数3回の事件（15.7%）の順となっている。8割を超える事件が3回以内で終局していることは平成18年と同様である（第2回報告書【図4】参照）が、開廷回数1回の事件は増加している。

開廷回数別に平均審理期間を示した【図5】によれば、開廷回数が多い事件ほど平均審理期間が長くなっている。また、審理期間別に平均開廷回数を示した【図6】によれば、審理期間が長い事件ほど開廷回数が多くなっている。

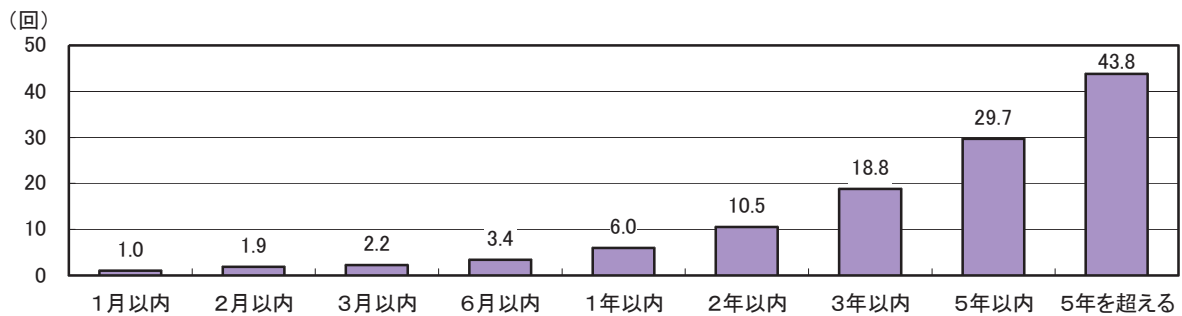
【図4】 開廷回数の分布



【図5】 開廷回数別平均審理期間



【図6】 審理期間別平均開廷回数

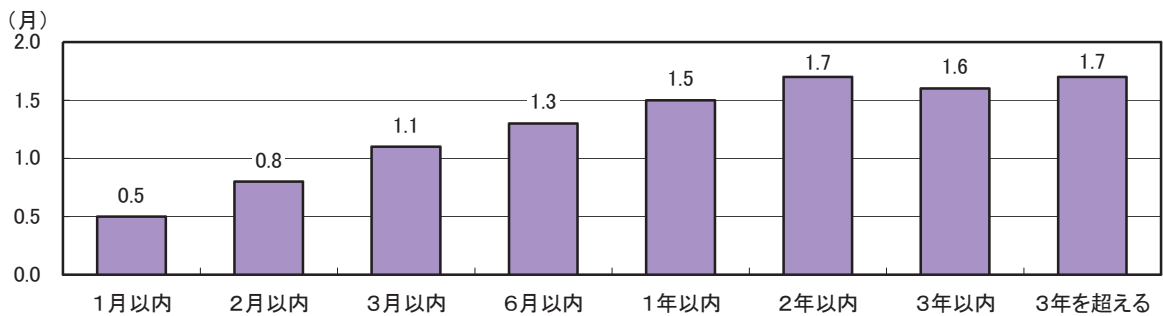


(開廷間隔)

平均開廷間隔は、受理から終局までの間で1.1月、第1回公判期日から終局までの間で0.5月となっており（【表1】）、第2回調査期間である平成18年とほぼ同様の数値となっている。

審理期間別に平均開廷間隔を示した【図7】によれば、第2回報告書と同様、おおむね、審理期間の長い事件ほど平均開廷間隔が長くなっている（第2回報告書【図7】参照）。しかし、審理期間が3年を超える事件の平均開廷間隔は第2回調査期間である平成18年と比べて大きく短縮されている。

【図7】 審理期間別平均開廷間隔



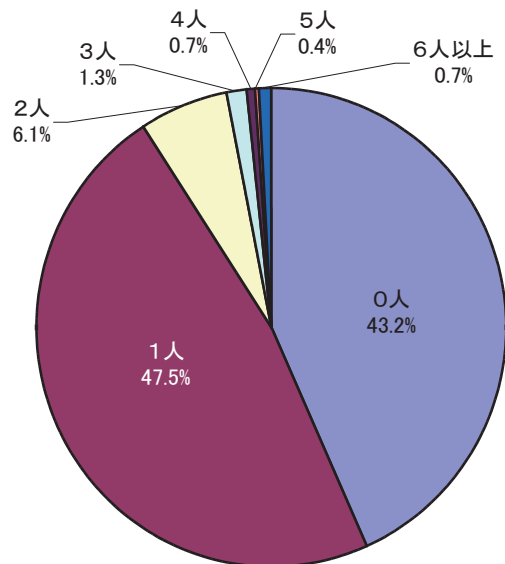
(取調べ証人数)

平均取調べ証人数は0.8人であり（【表1】）、第2回調査期間である平成18年と同様である。

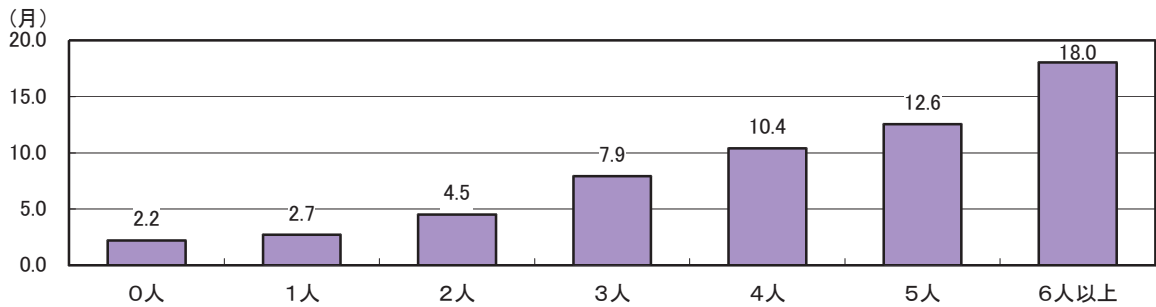
取調べ証人数の分布を示した【図8】によれば、証人調べが実施された事件は全体の6割弱である。証人1人の事件が最も多く、全体の5割弱となっている。取調べ証人数の分布及び割合は、第2回調査期間である平成18年とほぼ同様である。

取調べ証人数別に平均審理期間を示した【図9】によれば、取調べ証人数が多い事件ほど平均審理期間が長くなっている。

【図8】 取調べ証人数の分布



【図9】証人数別平均審理期間

**(否認率)**

起訴された事実（公訴事実）の全部又は一部が否認され、あるいは公訴事実は認めるものの正当防衛等の犯罪の成立を妨げる事情や刑の減免事由が主張される事件（否認事件）の比率（否認率）は7.2%である（【表1】）。否認率は、近年6%台で推移していたが、平成19年以降は7%を超えている。

(弁護人選任率)

弁護人選任率は、98.7%であり、第2回調査期間である平成18年より0.6%増加した。内訳は、国選弁護人が77.3%、私選弁護人が24.7%となっており（【表1】）、国選弁護人の比率が増加している（平成18年の国選弁護人選任率は75.0%）。国選弁護人の比率の上昇は、平成18年10月2日から施行された被疑者に対する国選弁護人制度が影響しているのではないかと考えられる（公訴提起前にした弁護人の選任は、第一審においてもその効力を有するため、被疑者段階で選任された国選弁護人は、第一審の弁護人となるのが通常である。）。国選弁護人選任率と私選弁護人選任率の合計が弁護人選任率を超えているのは、国選弁護人が解任された後に私選弁護人が付いた場合やその逆の場合は、「国選弁護人選任率」及び「私選弁護人選任率」の双方に計上されているためである。

(通訳人を付した事件の割合)

被告人が日本語に通じない者であるために通訳人を付した事件の割合（要通訳率）は6.5%であり（【表1】）、第1回調査期間である平成16年の13.5%、第2回調査期間である平成18年の9.4%から更に減少している。要通訳率の減少は、退去強制の事由の追加や出国命令制度の活用等、出入国管理行政の見直しによる出入国管理及び難民認定法違反被告事件の大幅な減少が関係しているものと思われる。

(鑑定、検証)

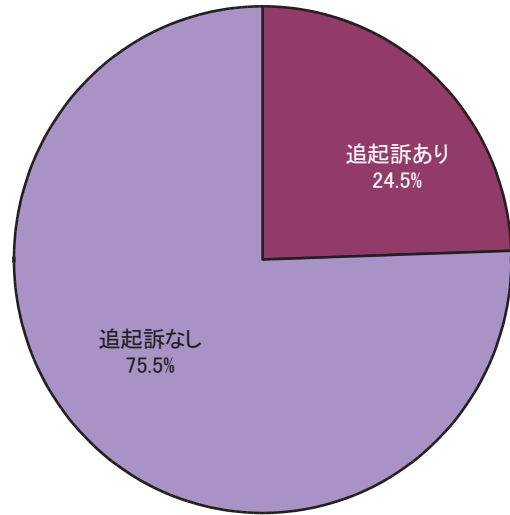
鑑定実施率は0.2%、検証実施率は0.1%であり（【表1】）、第2回調査期間である平成18年と同様である（第2回報告書【表1】参照）。

(追起訴)

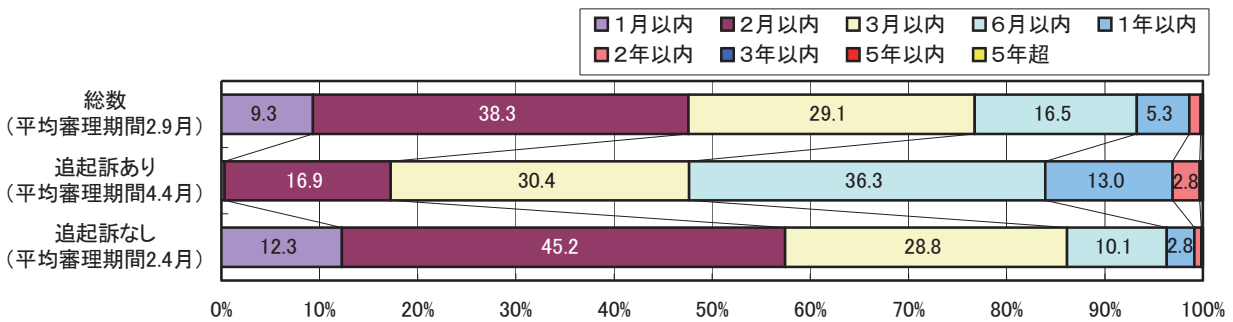
既に起訴されている被告人について、同一の裁判所に別の事件を追加して起訴する、いわゆる追起訴のあった事件の割合は、【図10】のとおりである。刑事通常第一審事件のうち24.5%（1万6559人）の事件について、追起訴がなされている（平成18年は26.0%。第2回報告書【図42】参照）。

追起訴の有無別に平均審理期間及び審理期間の分布を示した【図11】によれば、追起訴のある事件の平均審理期間は、追起訴のない事件より2月長くなっている。また、追起訴のある事件では、審理期間が3月を超える事件の割合が52.5%と相当高くなっている。

【図10】 追起訴の有無別割合
(第2回報告書【図42】参照)

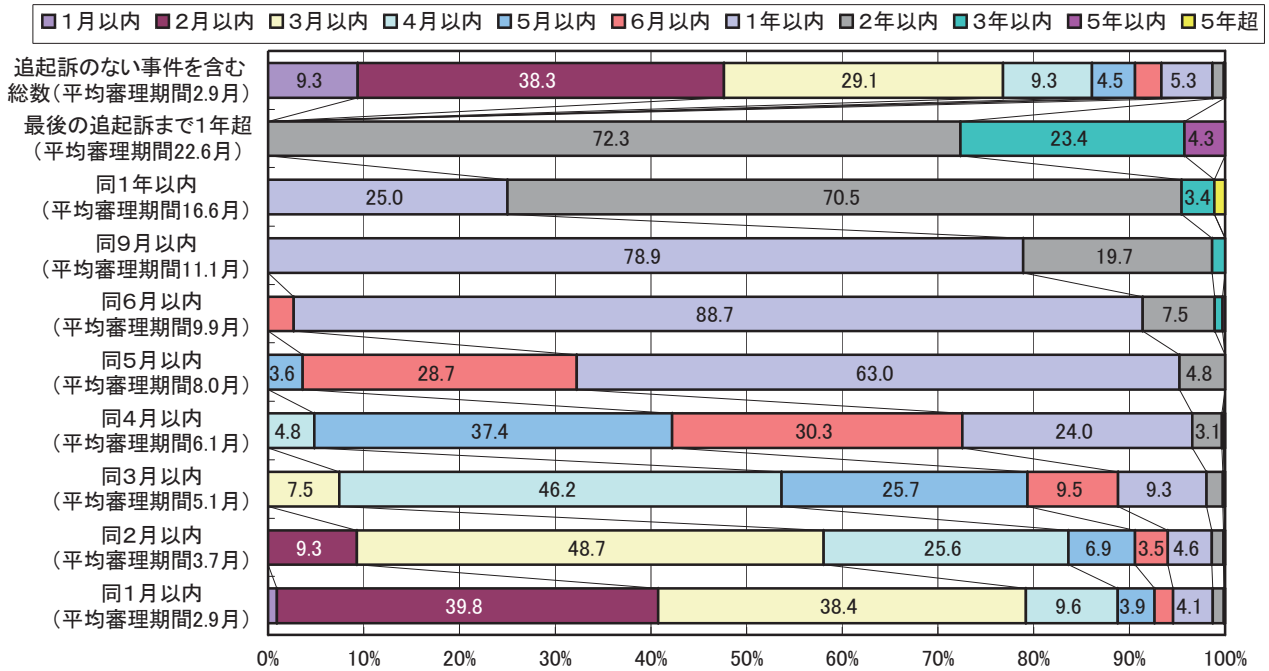


【図11】 追起訴の有無別平均審理期間及び審理期間の分布(第2回報告書【図43】参照)



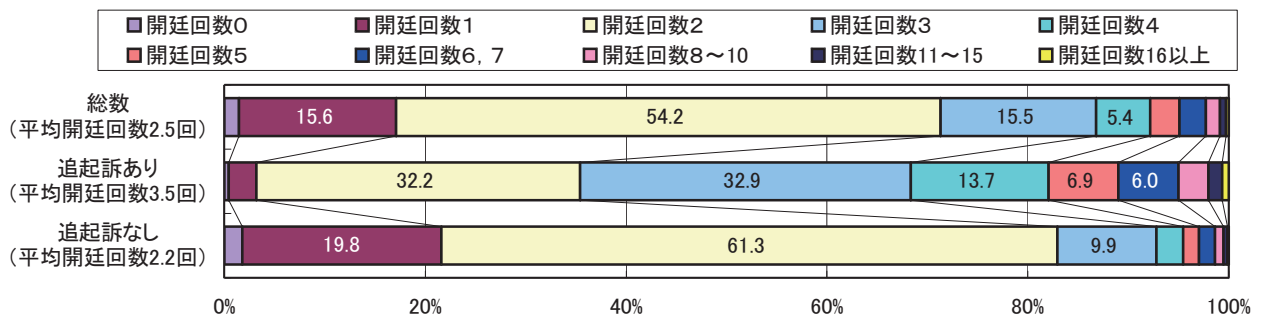
追起訴終了までの期間別に平均審理期間及び審理期間の分布を示した【図12】によれば、第2回調査期間である平成18年と同様、追起訴が終了するまでの期間が長いほど、平均審理期間が長くなり、また審理期間の長い事件の割合も高くなっている。

【図12】 追起訴終了までの期間別の平均審理期間及び審理期間の分布(第2回報告書【図44】参照)



追起訴の有無別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示した【図13】によれば、追起訴のある事件の平均開廷回数は、追起訴のない事件より1.3回多くなっている。また、追起訴のある事件では、開廷回数が3回以上の事件の割合が6割を超えている。

【図13】 追起訴の有無別の平均開廷回数及び開廷回数の分布(第2回報告書【図45】参照)



III 刑事訴訟事件の概況等

追起訴の有無別に平均開廷間隔を示した【図14】によれば、第2回調査期間である平成18年と同様、追起訴のある事件は、受理（本起訴^{*1}の受理）から第1回公判期日までの平均開廷間隔及び第1回公判期日から終局までの平均開廷間隔のいずれも、追起訴のない事件より長くなっている。

【図15】は、追起訴の有無及び第1回公判期日と追起訴の先後別にみた平均審理期間を示したものである。これによると、受理から第1回公判期日まで及び第1回公判期日から終局までのいずれの平均審理期間も、追起訴のない事件より追起訴のある事件が長くなっている。第1回公判期日と追起訴の先後による平均審理期間を比較すると、第1回公判期日が追起訴終了以前の事件では、受理から第1回公判期日までの平均審理期間は、第1回公判期日が追起訴終了後の事件より短くなっているが、第1回公判期日から終局までの平均審理期間は第1回公判期日が追起訴終了後の事件より3倍以上長くなっている。

（概況の経年変化）

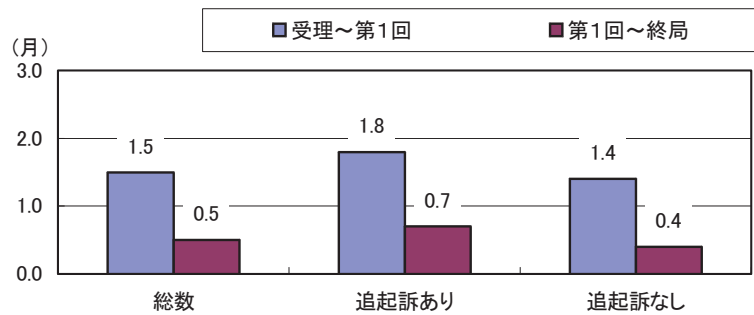
【図16】から【図21】までは、新受人員、平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔、終局までに2年を超えた人員の割合、平均取調べ証人数及び事案複雑等を事由とする長期係属実人員（長期係属実人員については、各年12月31日現在の未済事件の事件数）について、それぞれ昭和40年（ただし、【図20】の平均取調べ証人数は昭和44年）からの経年的推移を示したものである。

平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔とも近年はほぼ横ばいであったが、本件調査期間では、平均審理期間は若干短くなり、平均開廷回数も若干少なくなっている。なお、平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔とも平成17年を境に数値が減少していることから、公判前整理手続及び即決裁判手続の導入による影響がうかがわれるところである（一方、平均開廷間隔については、本件調査期間においても横ばいのままであった。）。

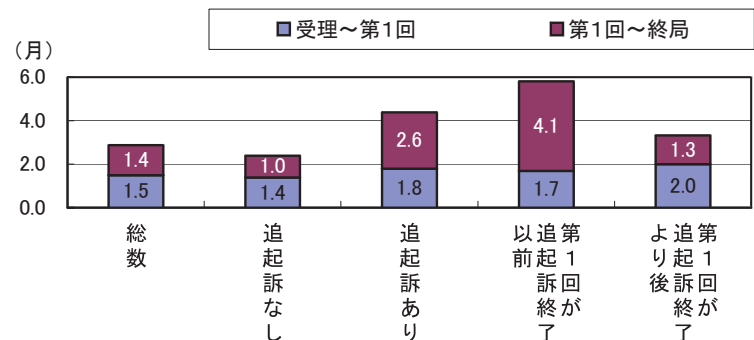
審理期間が2年を超えた人員の割合は平成10年以降0.5%を下回り減少傾向にあるが、平均取調べ証人数は平成18年と変わらず0.8人であった。

事案複雑等を事由とする長期係属実人員（係属2年を超える事件）は大幅に減少し、平成20年は、平成18年（127人）の半数以下の51人となった。

【図14】 追起訴の有無別の平均開廷間隔(第2回報告書【図46】参照)

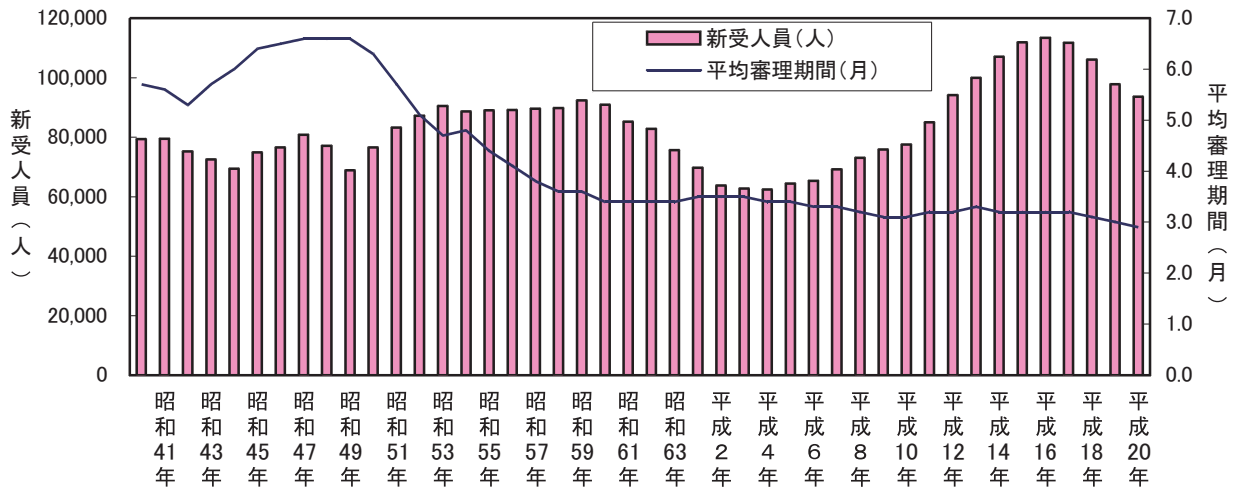


【図15】 追起訴の有無及び第1回公判期日と追起訴の先後別に見た平均審理期間

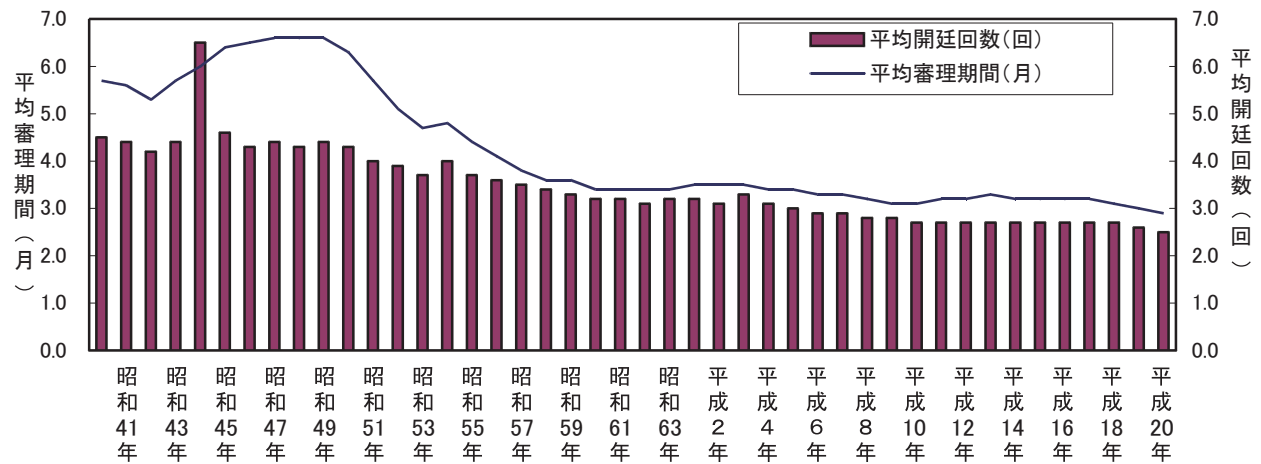


*1 本起訴とは、併合された複数の事件のうち、最初に起訴された事件をいう。

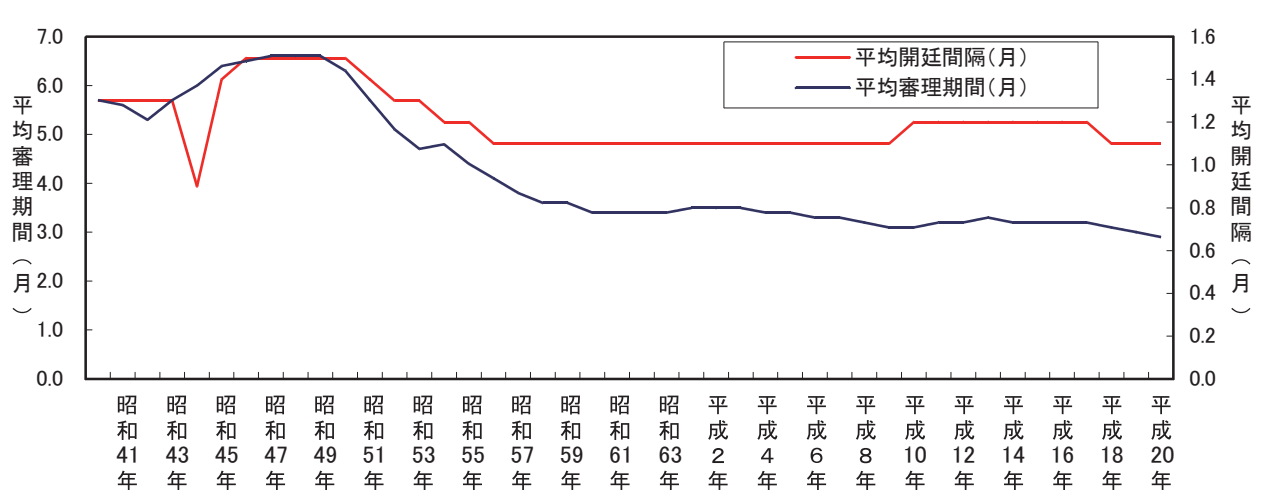
【図16】 新受人員と平均審理期間の推移



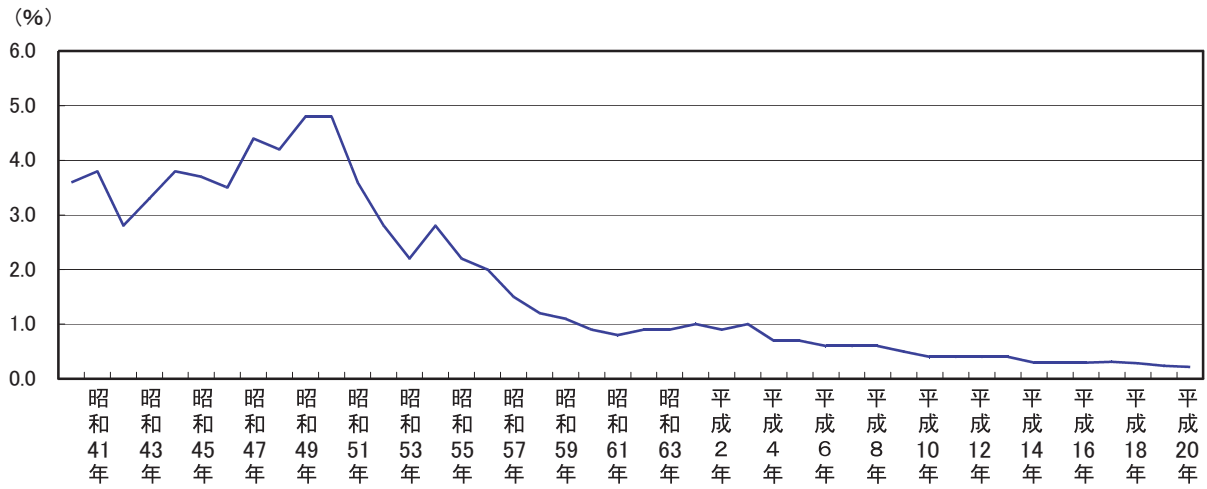
【図17】 平均審理期間及び平均開廷回数の推移



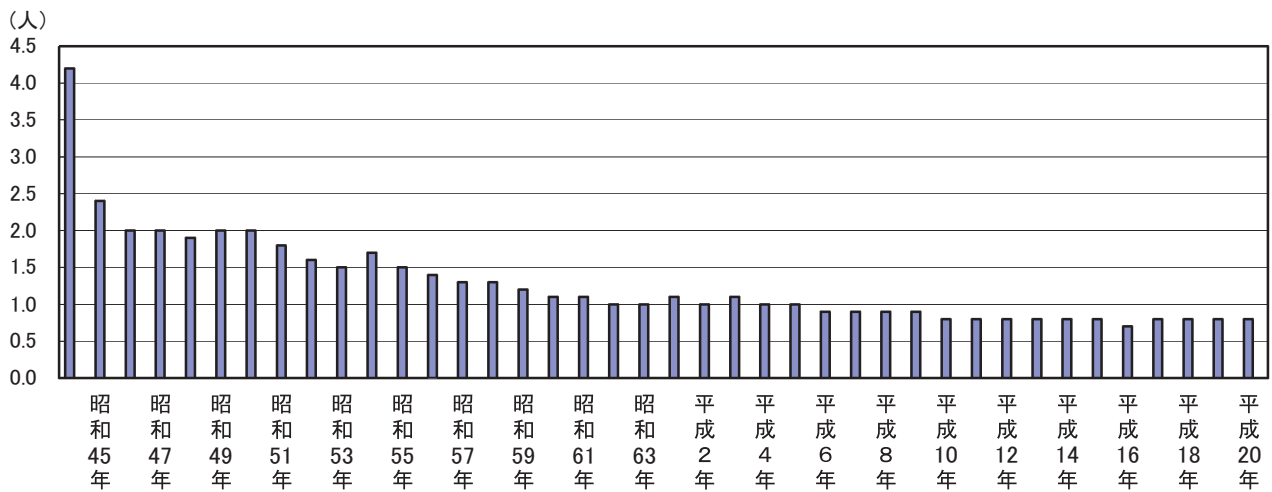
【図18】 平均審理期間及び平均開廷間隔の推移



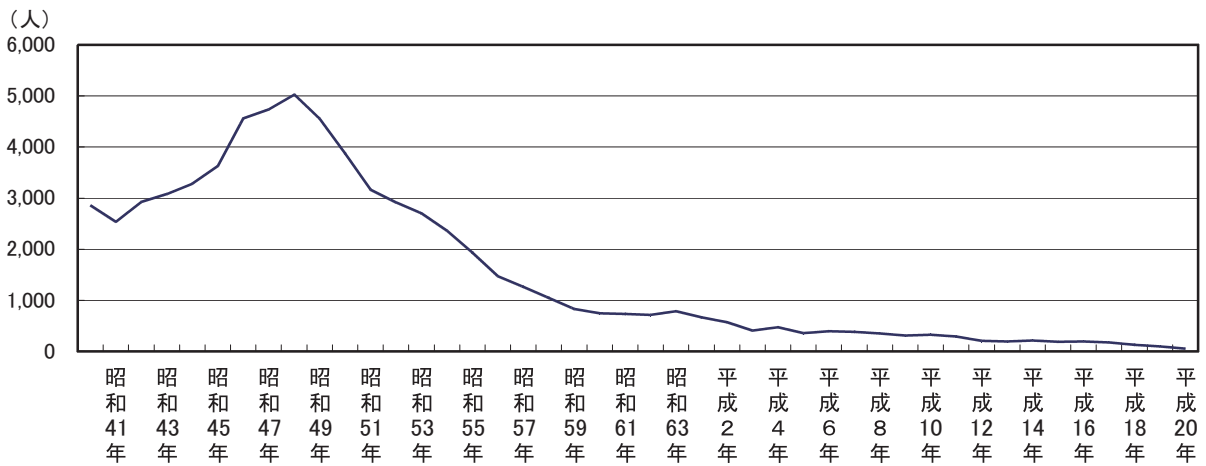
【図19】 終局までに2年を超えた人員の割合



【図20】 平均取調べ証人数の推移



【図21】 事案複雑等を事由とする長期係属実人員の推移



2 否認事件の審理期間の状況等

2.1 否認事件の審理の概況

否認事件の平均審理期間は8.4月であり、審理期間の長い事件ほど否認事件の割合が高くなっている。

否認事件の平均開廷回数は6.3回であり、平均開廷間隔は1.3月となっている。

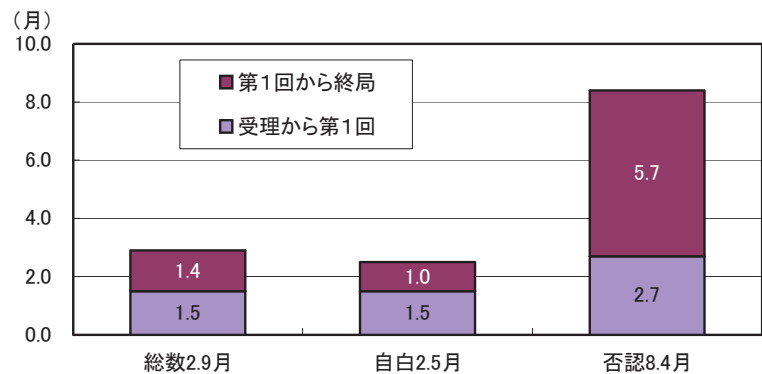
否認事件の平均取調べ証人数は2.5人、証人尋問を実施した公判期日等の平均開廷回数は2.4回、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数は1.8回となっている。

否認事件における鑑定を実施した事件の平均審理期間、平均開廷回数、平均開廷間隔、平均取調べ証人数は、いずれも鑑定を実施しなかった事件を大きく上回っている。

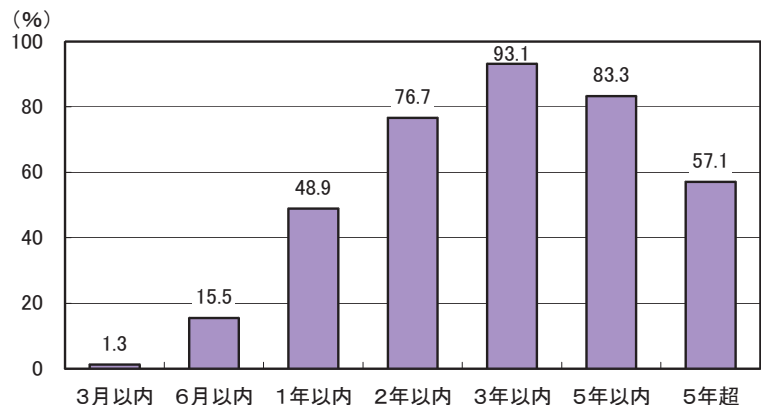
(審理期間)

【図22】は、自白・否認別の平均審理期間を、受理から第1回公判期日までと第1回公判期日から終局までに分けて示したものである。否認事件の平均審理期間（8.4月）は、自白事件の3倍以上となっている。また、審理期間別に否認率を示した【図23】によれば、1年を超え2年以内の事件の7割以上、2年を超え3年以内の事件の9割以上、3年を超え5年以内の事件の8割以上が否認事件である。

【図22】 自白・否認別の平均審理期間



【図23】 審理期間別否認率



III 刑事訴訟事件の概況等

(開廷回数, 開廷間隔, 取調べ証人数)

否認事件の平均開廷回数は6.3回であり, 刑事通常第一審事件(2.5回)の2倍以上になっている。これに対し, 平均開廷間隔は1.3月であり, 刑事通常第一審事件(1.1月)とそれほど差はない(【表24】)。

否認事件の平均取調べ証人数は2.5人(刑事通常第一審事件は0.8人)である(【表25】)。

【表24】 平均開廷回数及び平均開廷間隔

	総数	自白	否認
平均開廷回数(回)	2.5	2.2	6.3
平均開廷間隔(月)	1.1	1.1	1.3

【表25】 平均取調べ証人数

	総数	自白	否認
平均取調べ証人数(人)	0.8	0.6	2.5

(証人尋問公判回数, 被告人質問公判回数)

否認事件において証人尋問を行った公判期日の平均開廷回数(平均証人尋問公判回数)は2.4回(刑事通常第一審事件の総数では1.2回。【表26】), 被告人質問を行った公判期日の平均開廷回数(平均被告人質問公判回数)は1.8回(同1.1回。【表27】)となっている。第2回調査期間である平成18年と比べて, わずかではあるが, いずれの回数も減少している(同期間における否認事件の平均証人尋問公判回数は2.7回, 平均被告人質問公判回数は2.1回である。)

【表26】 平均証人尋問公判回数

	総数	自白	否認
平均証人尋問公判回数(回)	1.2	1.0	2.4

【表27】 平均被告人質問公判回数

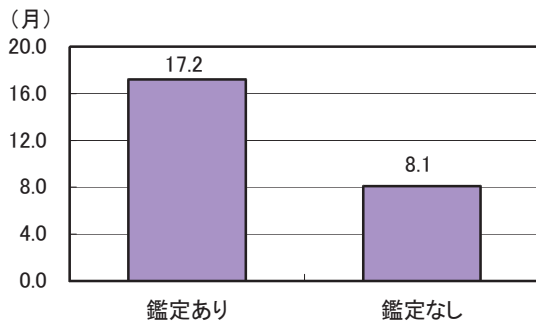
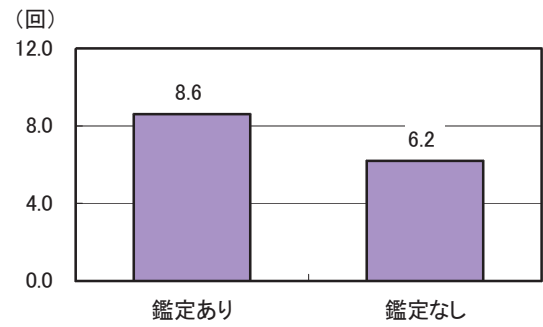
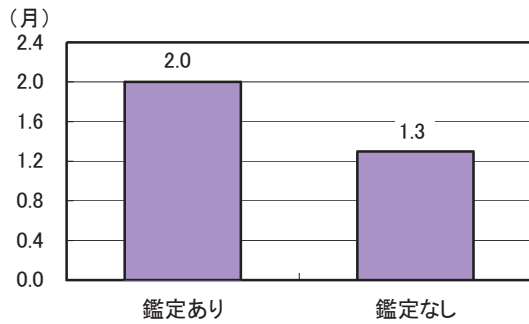
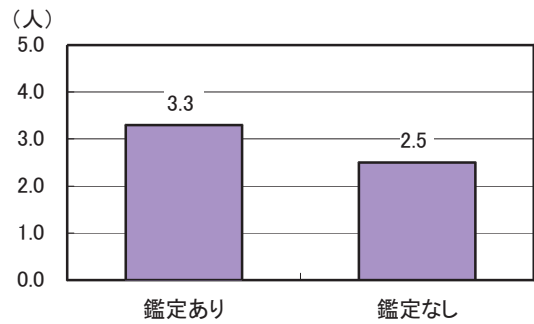
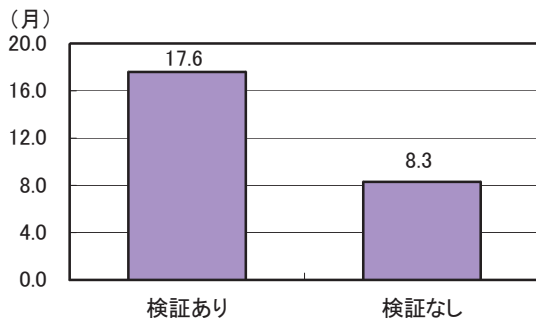
	総数	自白	否認
平均被告人質問公判回数(回)	1.1	1.1	1.8

(鑑定, 検証)

鑑定を実施した事件は, 刑事通常第一審事件総数の0.2%にすぎない(前掲1.1【表1】参照)が, その多くが否認事件である(平成20年に鑑定を実施した人員166人中, 否認事件は153人で, その割合は92.2%である。)ことから, 否認事件について, 鑑定を実施した事件と実施しない事件の審理期間の状況等を対比することとする。

鑑定を実施した事件の平均審理期間は17.2月(【図28】), 平均開廷回数は8.6回(【図29】), 平均開廷間隔は2.0月(【図30】), 平均取調べ証人数は3.3人(【図31】)である。平均開廷間隔以外は, 第2回調査期間である平成18年の数値(第2回報告書240頁参照)と比較して小さくなったものの, 鑑定を実施しなかった事件よりもまだかなり大きな数値となっている。鑑定中も公判審理を進めるなどの試みが一部の事件でなされているが, 平均開廷間隔等の数値にはまだ反映していないと見られる。

他方, 検証を実施した事件は, 鑑定を実施した事件よりも更に少なく, 刑事通常第一審事件総数の0.1%である(前掲【表1】参照。検証を実施した人員34人中, 否認事件は29人で, その割合は85.3%である。)。検証を実施した事件の平均審理期間は17.6月であり(【図32】), 第2回調査期間である平成18年よりも長くなっている(第2回報告書241頁参照)。

【図28】 鑑定の有無別平均審理期間(否認事件)
(第2回報告書【図22】参照)【図29】 鑑定の有無別平均開廷回数(否認事件)
(第2回報告書【図23】参照)【図30】 鑑定の有無別平均開廷間隔(否認事件)
(第2回報告書【図24】参照)【図31】 鑑定の有無別平均取調べ証人数
(否認事件)(第2回報告書【図25】参照)【図32】 検証の有無別平均審理期間(否認事件)
(第2回報告書【図26】参照)

2. 2 証人尋問と審理期間等との関係

第2回調査期間と同様、本件調査期間においても、否認事件では、審理期間が長いほど平均取調べ証人数が多くなり、取調べ証人数の多い事件の割合も増加するとともに、平均証人尋問公判回数が多くなり、証人尋問を実施した公判期日等の回数（証人尋問公判回数）の多い事件の割合が大きくなる傾向にある。

否認事件における全開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合は、審理期間の長い事件ほど大きくなっている。

また、否認事件における証人1人当たりの平均証人尋問公判回数は、1回未満となっている（ただし、審理期間が3年を超える事件を除く。）。

証人尋問公判回数の多い事件ほど、平均審理期間が長く、開廷回数も多くなる。また、平均取調べ証人数が多く、取調べ証人数が多い事件の割合が大きくなる傾向がみられる。

2. 2. 1 はじめに

第1回報告書では、審理期間が長い事件ほど、そして開廷回数が多い事件ほど、平均取調べ証人数が多くなる傾向があること、取調べ証人数が多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、平均開廷回数が増加する傾向があることを指摘した。また、事案複雑を事由として審理期間が2年を超える事件について、審理期間が長い事件になるほど、平均証人尋問公判回数が多くなること、証人1人の尋問に要する公判期日等の平均開廷回数が多くなること、開廷回数に占める証人尋問を行った公判期日等の割合が高くなることを指摘した。

第2回報告書では、証人尋問公判回数等に関する事項が事件票項目に加わった（平成17年11月から）ことから、これらの新項目を用いた分析により、否認事件全般において同様の傾向がみられることを確認した。

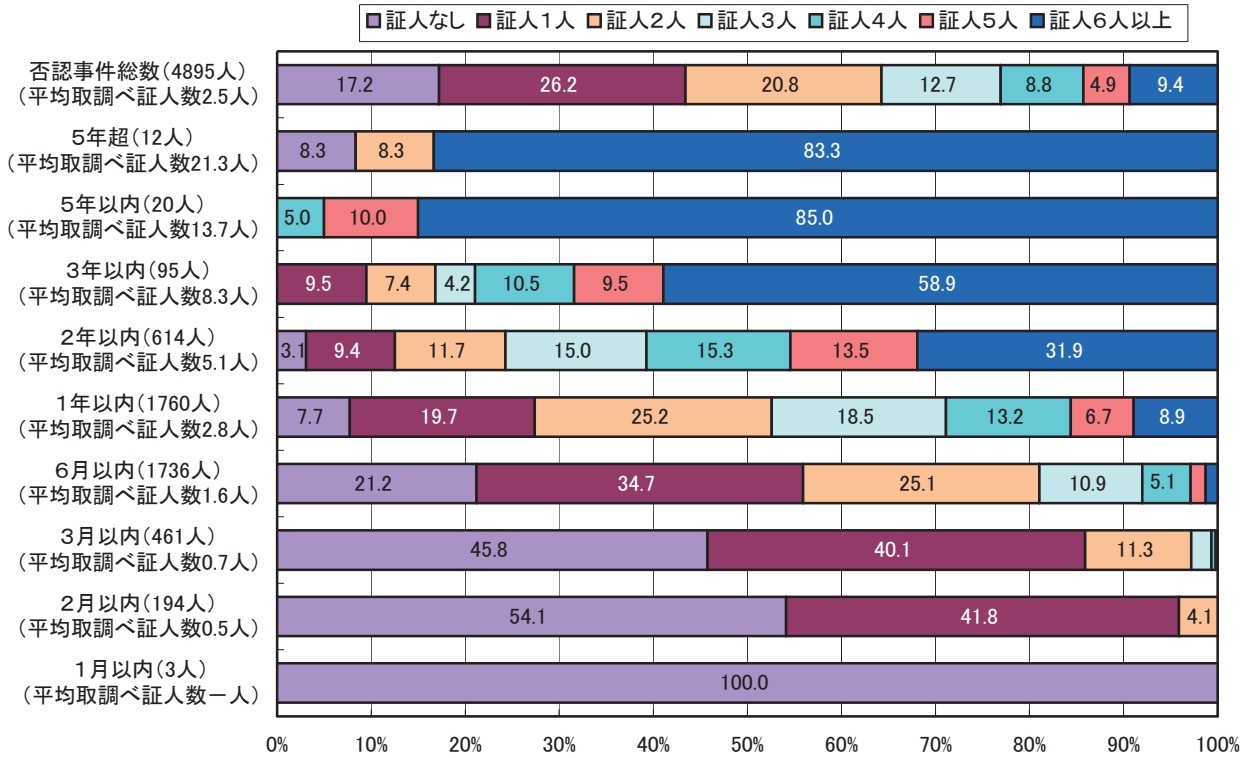
以下、引き続き、平成20年における否認事件について、証人尋問の実施状況等をみることにする。

2. 2. 2 審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布等

【図33】は、審理期間別に平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布等を示したものである。

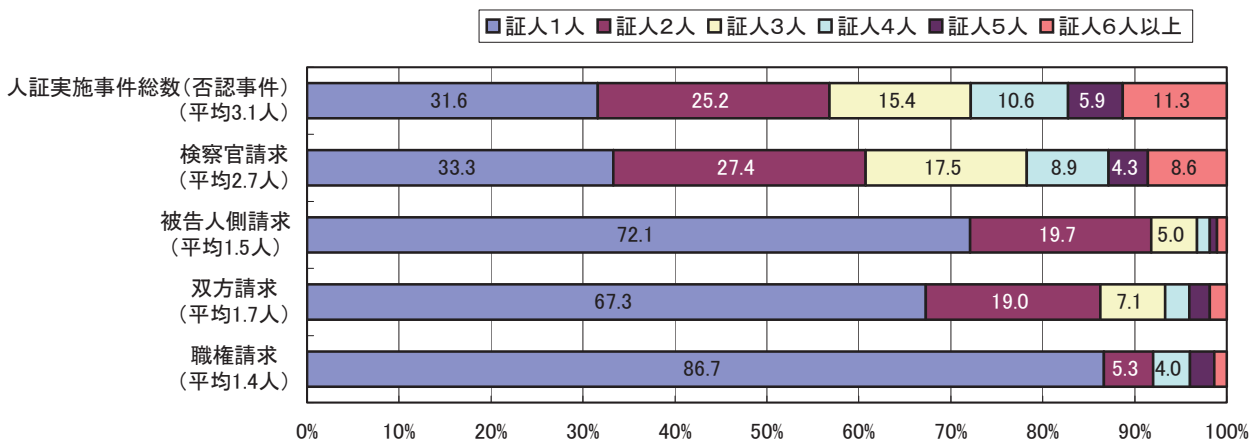
否認事件総数では、証人数1人の事件が最も多く（26.2%）、次いで、証人数2人の事件（20.8%）、証人なしの事件（17.2%）が続く。証人数6人以上の事件の割合は9.4%であり、第2回調査期間である平成18年の数値（第2回報告書242頁参照）とほとんど変わりはない。また、審理期間が長い事件ほど平均証人数が多くなり、また、取調べ証人数の多い事件の割合が増加する傾向があることも、基本的に同様であった。

【図33】 審理期間別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布(否認事件)(第2回報告書【図27】参照)



なお、【図34】は、請求者別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布を示したものである(証人数0人の事件を除く)。検察官請求の平均証人数は2.7人であり、証人数3人以上の事件の割合は39.3%であるのに対し、被告人側請求の平均証人数は1.5人であり、証人数1人の事件が72.1%を占める。

【図34】 請求者別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布(否認事件)



2. 2. 3 審理期間別の開廷回数，証人尋問公判回数等

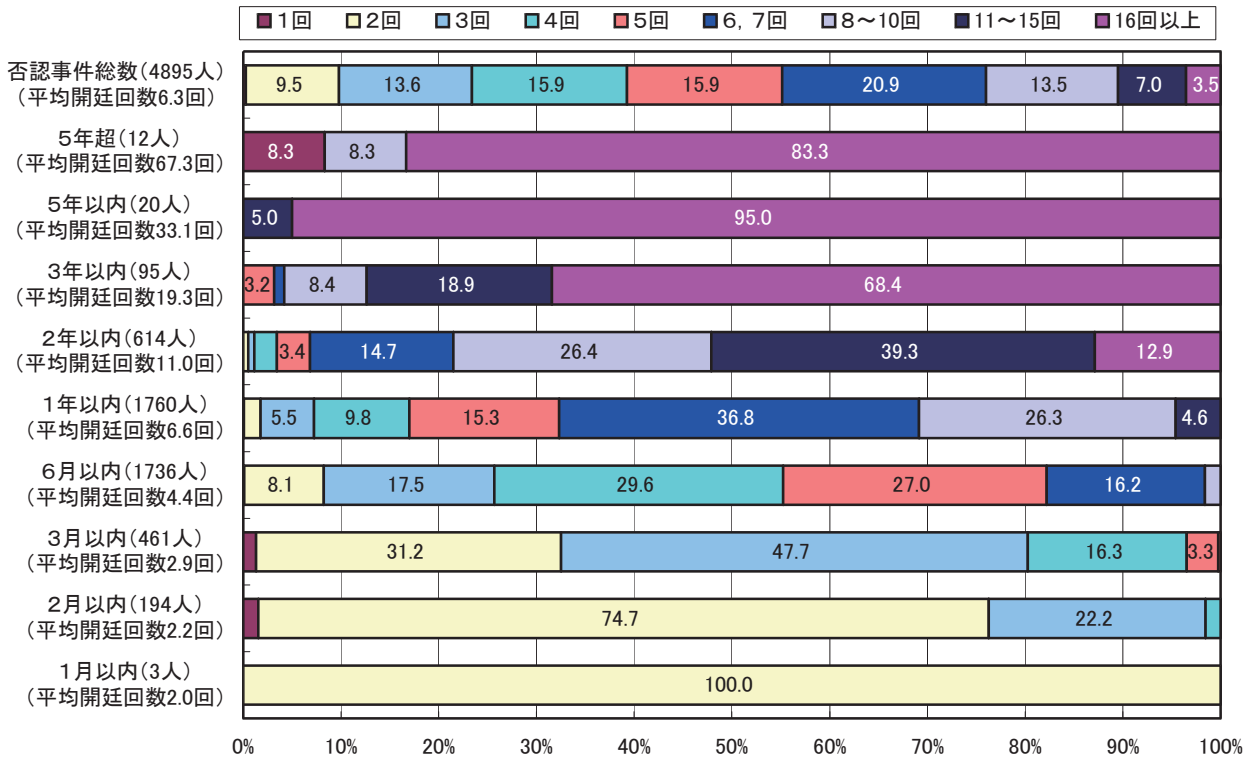
【図35】は、審理期間別に開廷回数の分布等を示したものであるが、おおむね、審理期間の長い事件ほど、開廷回数が多くなる傾向がみられる。審理期間が1年を超え2年以内の事件では、平均開廷回数が11.0回、8割弱（78.6%）が開廷回数8回以上であり、審理期間が2年を超え3年以内の事件では、平均開廷回数が19.3回、7割弱（68.4%）が開廷回数16回以上となっている。

開廷回数のうち、証人尋問公判回数の分布等を審理期間別に示したのが【図36】である。おおむね、審理期間が長い事件ほど、平均証人尋問公判回数が増加し、証人尋問公判回数の多い事件の割合も増える傾向がうかがわれる。第2回調査期間である平成18年と同様、審理期間が2年を超えると証人尋問公判回数が急増しており、審理期間が1年を超え2年以内の事件では、平均証人尋問公判回数が3.9回で、証人尋問公判回数5回までの事件が8割以上（82.8%）を占めているのに対し、2年を超え3年以内の事件になると、平均証人尋問公判回数が7.0回に増加し、証人尋問公判回数6回以上の事件の割合が半数以上（51.6%）を占めている。

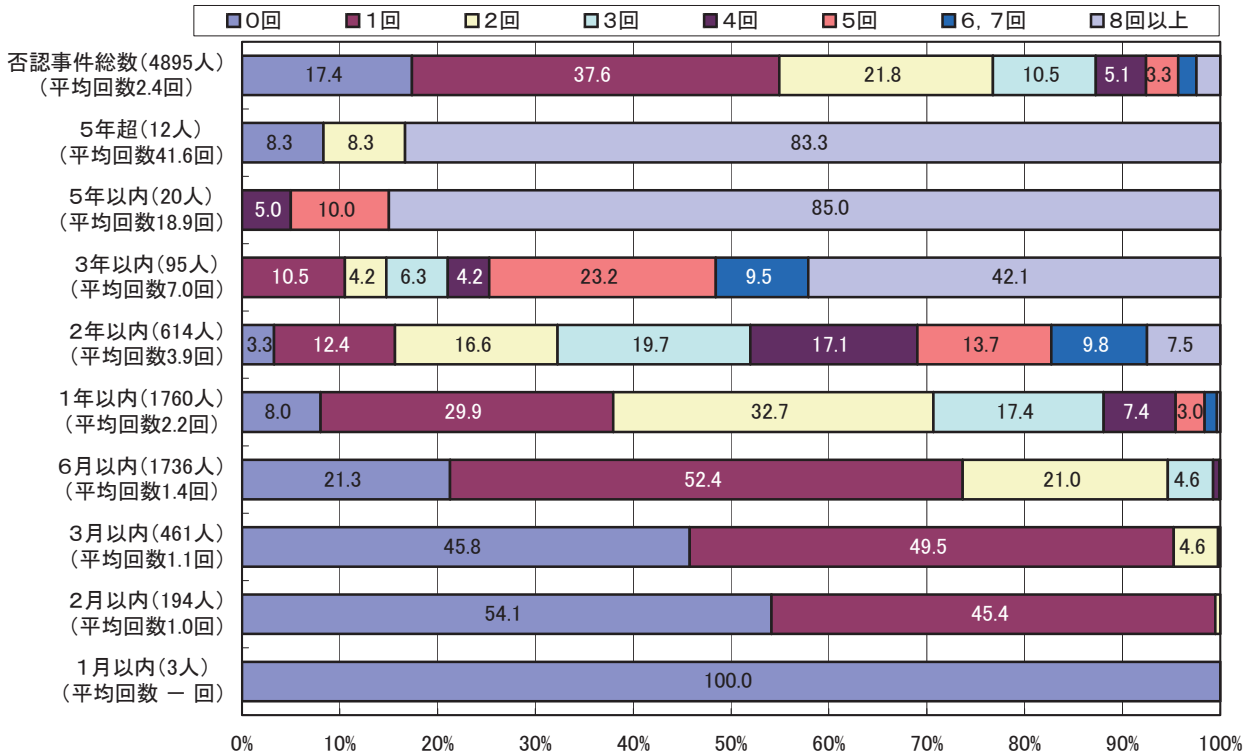
【図37】は、審理期間別に、全開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合を示したものである。おおむね、審理期間が長い事件ほど、証人尋問公判回数の占める割合が増加しており、特に、審理期間が2年を超え3年以内の事件では37.9%であったのが、審理期間が3年を超え5年以内の事件では59.2%と大きく増加している。

次に、【図38】は、審理期間別に証人1人当たりの平均証人尋問公判回数を示したものであるが、否認事件全体では、審理期間3年以内の事件で1.0回未満であり（最も回数が少ないのは、審理期間3月を超え6月以内及び6月を超え1年以内の事件で0.7回。）、3年を超える事件では1.0回以上となっている。証人1人当たりの平均証人尋問公判回数が1回前後で推移しているということは、第2回報告書指摘のとおり、平均的には証人1人の尋問が1回の公判期日で終了していることを意味する反面、1回の公判期日で複数の証人尋問が実施されることはそれほど多くはないことを意味するものと思われる（第2回報告書247頁参照）。なお、否認事件のうち、公判前整理手続に付された事件においては、ほとんどの審理期間で証人1人当たりの平均証人尋問公判回数が短くなっており、公判前整理手続の効果の一端がうかがわれるところである。

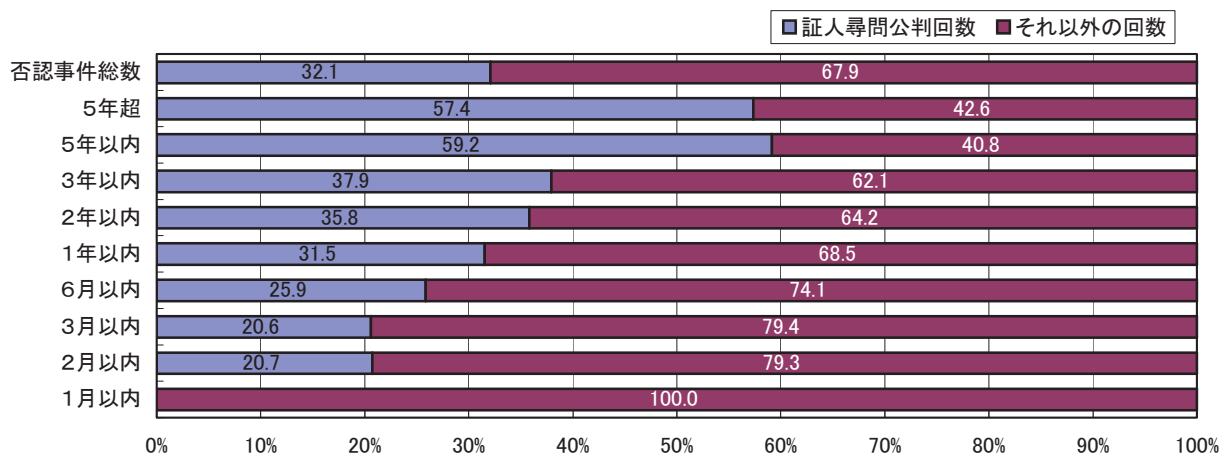
【図35】 審理期間別の平均開廷回数及び開廷回数の分布(否認事件)



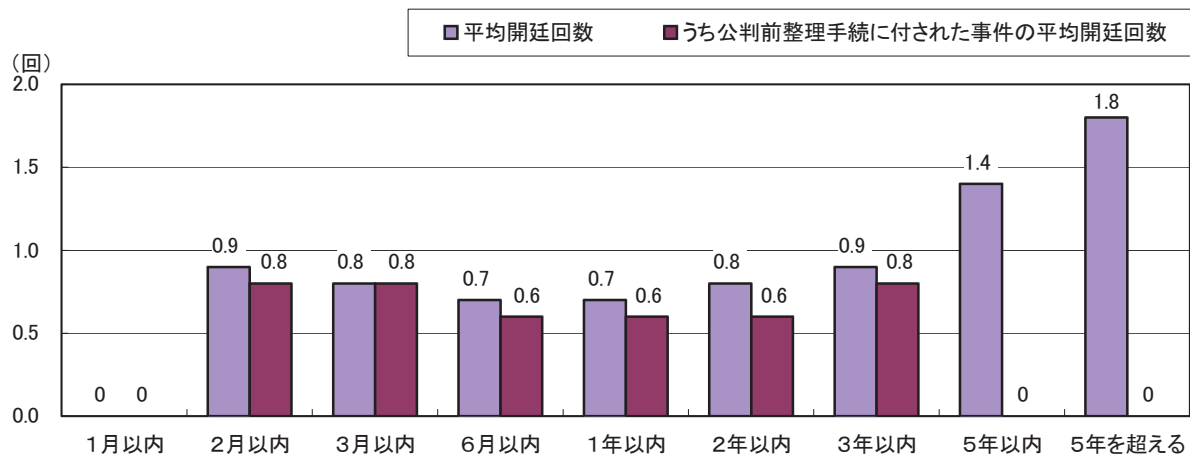
【図36】 審理期間別の平均証人尋問公判回数及び証人尋問公判回数の分布(否認事件)
(第2回報告書【図30】参照)



【図37】 審理期間別の開廷回数に占める証人尋問公判回数の割合(否認事件)



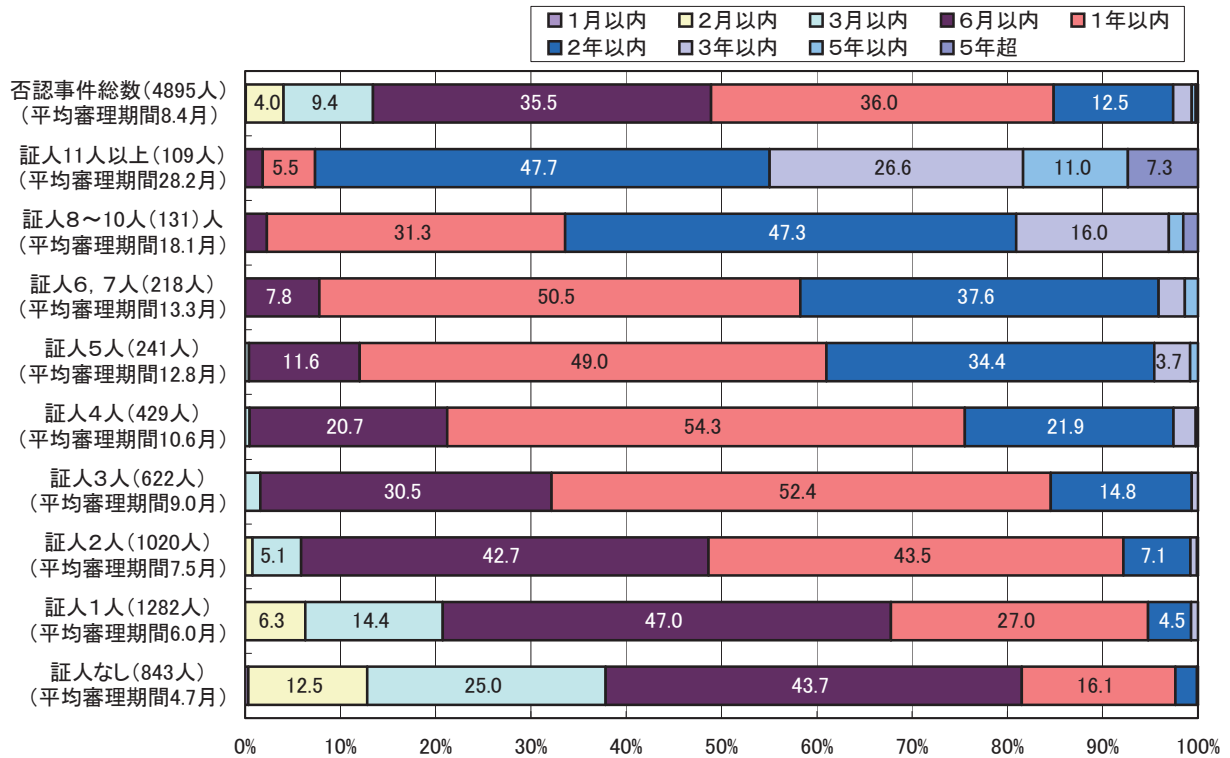
【図38】 審理期間別の証人1人当たりの尋問に要する公判期日等の平均開廷回数(否認事件)
(第2回報告書【図32】参照)



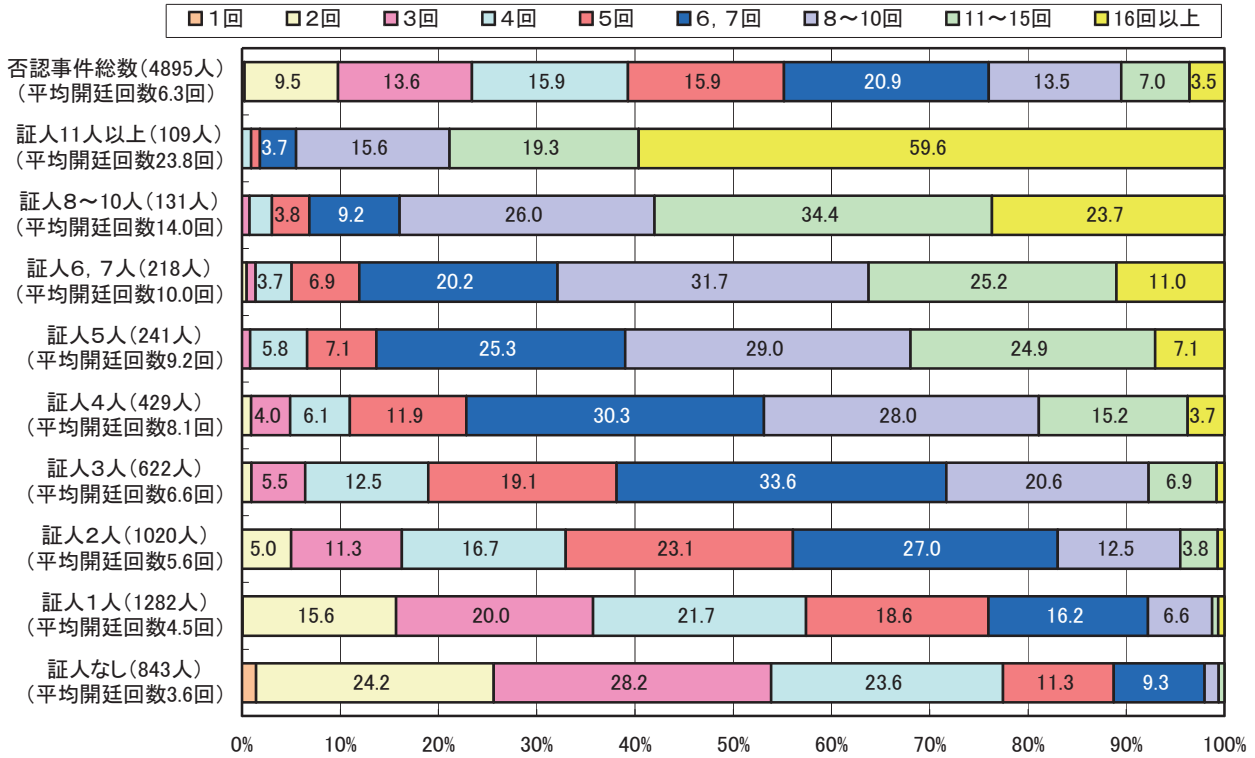
2. 2. 4 取調べ証人数別の審理期間、開廷回数等

【図39】は、取調べ証人数別に平均審理期間及び審理期間の分布を示したものであり、【図40】は、取調べ証人数別に平均開廷回数及び開廷回数の分布を示したものである。証人数の多い事件ほど、審理期間が長く、また、開廷回数が多くなっているが、いずれも第2回調査期間である平成18年の数値より小さくなっている（第2回報告書248頁参照）。

【図39】 取調べ証人数別の平均審理期間及び審理期間の分布（否認事件）
（第2回報告書【図33】参照）



【図40】 取調べ証人数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布(否認事件)
(第2回報告書【図34】参照)



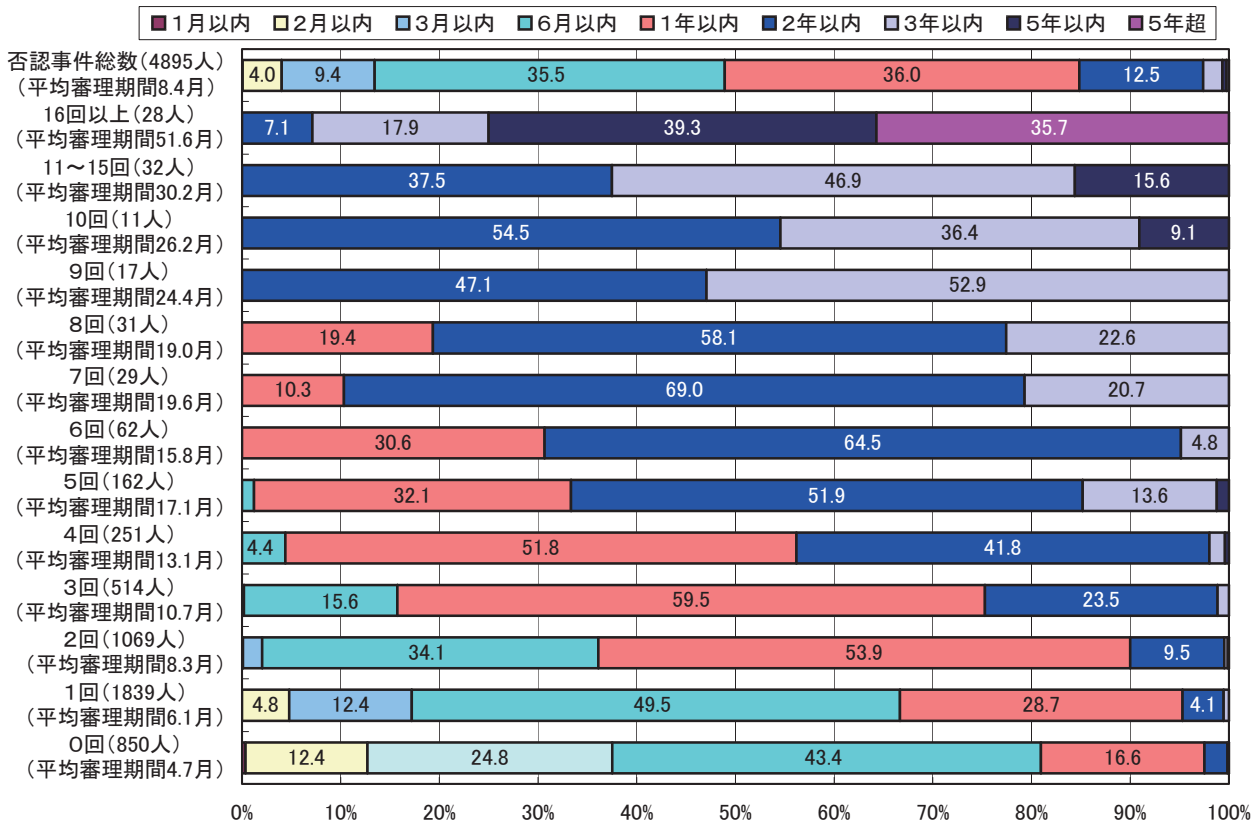
2. 2. 5 証人尋問公判回数別の審理期間，開廷回数等

証人尋問公判回数別に審理期間の分布等を示したものが【図41】である。おおむね，証人尋問公判回数が多い事件ほど平均審理期間が長くなり，また，審理期間の長い事件の割合が大きくなっている。審理期間2年を超える事件の割合は，証人尋問公判回数11回から15回の事件で約6割（62.5%）であり，同16回以上の事件では9割を超えている（92.9%。ただし，証人尋問公判回数が11回から15回の事件は32人，同じく16回以上の事件は28人にすぎない）。

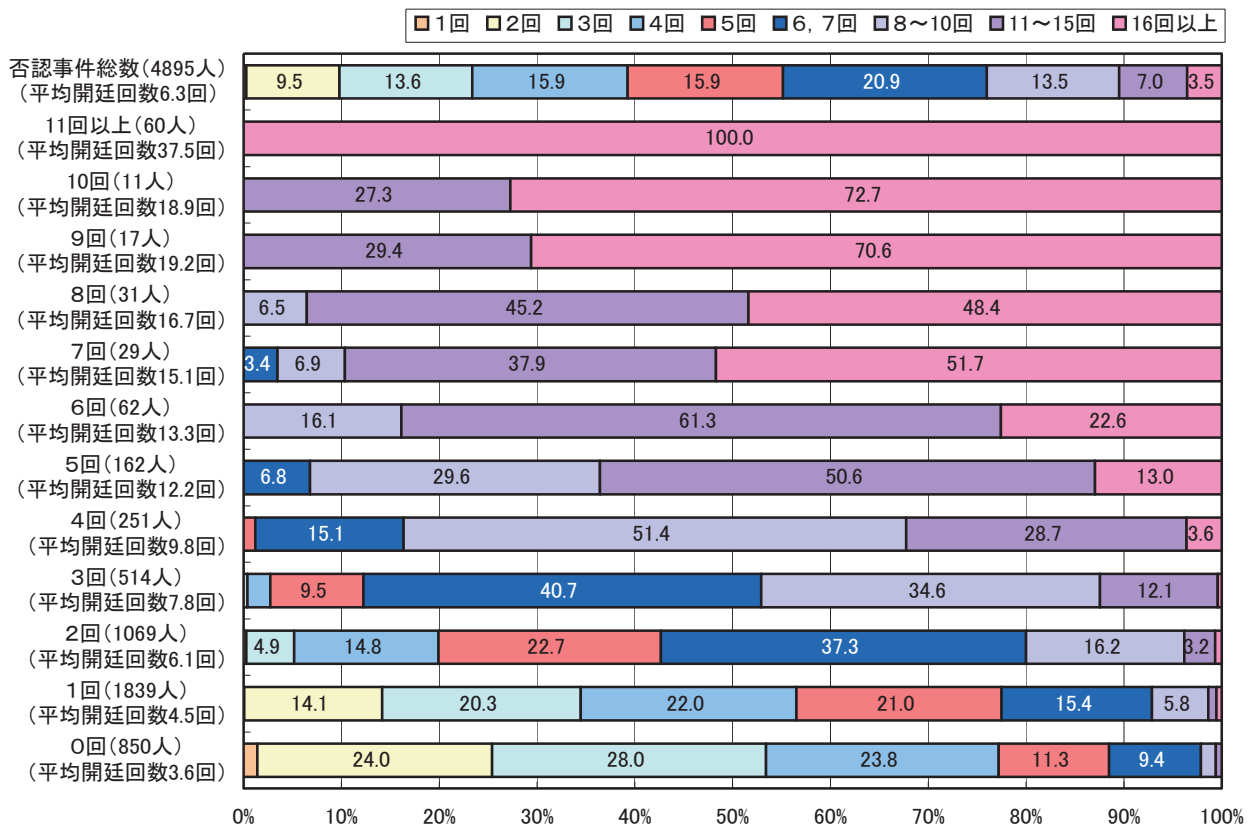
証人尋問公判回数別に開廷回数の分布等を示した【図42】によれば，証人尋問公判回数の多い事件ほど，平均開廷回数も多くなっている。証人尋問公判回数8回以上では，9割以上の事件の開廷回数が11回以上であり，証人尋問公判回数11回以上では，すべての事件の開廷回数が16回以上となっている（母数となる事件数が少ないことは上述のとおり）。

さらに，証人尋問公判回数別の取調べ証人数等を示した【図43】によれば，証人尋問公判回数が多い事件ほど平均取調べ証人数が多くなり，また，取調べ証人数が多い事件の割合が増加している。

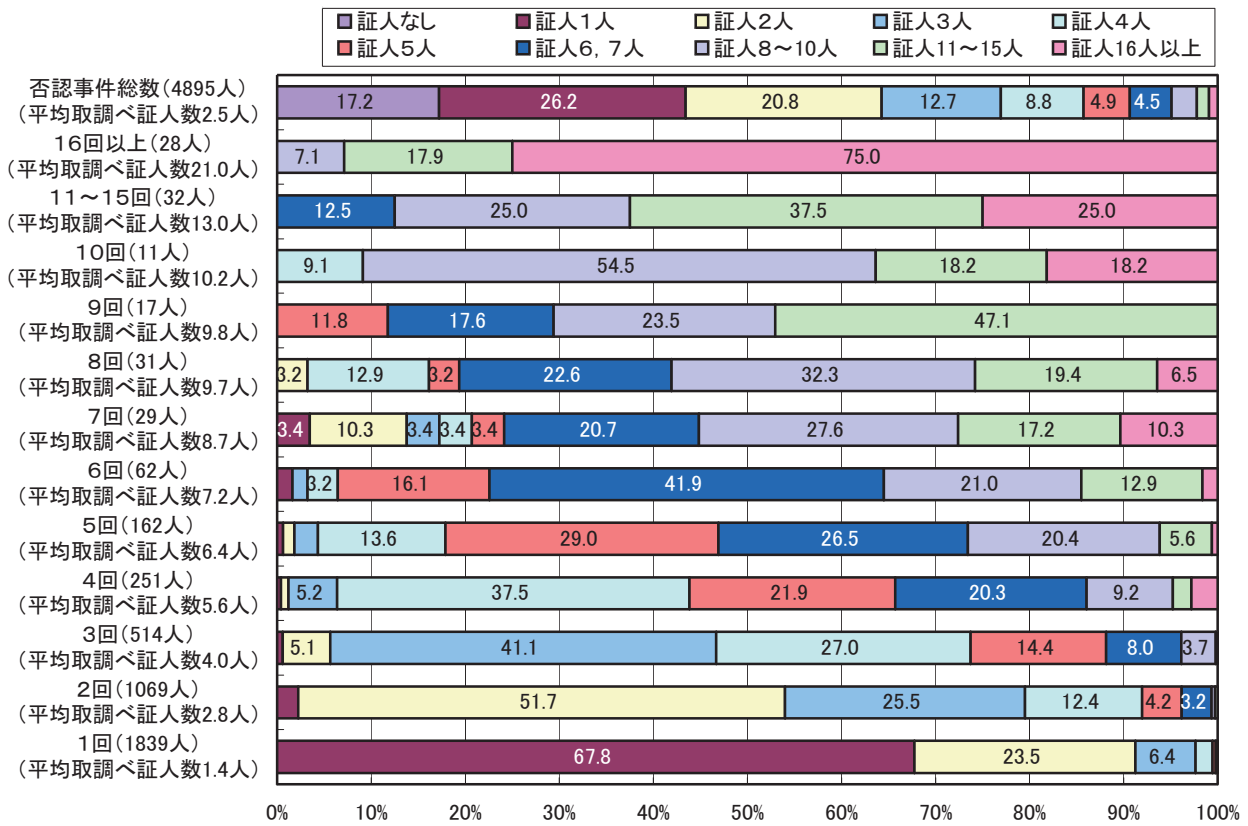
【図41】 証人尋問公判回数別の平均審理期間及び審理期間の分布(否認事件)



【図42】 証人尋問公判回数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布(否認事件)



【図43】 証人尋問公判回数別の平均取調べ証人数及び取調べ証人数の分布(否認事件)



2. 3 被告人質問と審理期間等との関係

第2回調査期間と同様、本件調査期間においても、否認事件では、審理期間の長い事件ほど被告人質問を実施した公判回数が多くなり、被告人質問公判期日の回数（被告人質問公判回数）の多い事件の割合が増加する傾向にあるが、その伸び幅は証人尋問公判回数の場合と比べると緩やかである。また、開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合は、証人尋問公判回数の場合とは逆に、審理期間の長い事件ほど減少している。

これらのことから、被告人質問公判回数が増加すると審理期間が長くなるが、審理期間の長期化に及ぼす影響の程度は、証人尋問公判回数の場合に比べてやや低いといえる。

2. 3. 1 はじめに

第1回報告書では、事案複雑を事由として審理期間が2年を超えた事件について、審理期間が長い事件ほど、被告人質問を実施した公判期日の平均開廷回数が増加していること、被告人1人に対する質問に要した

公判期日の平均開廷回数が多くなっていることを指摘した。

第2回報告書では、被告人質問公判回数等に関する事項が事件票項目に加わった（平成17年11月から）ことから、これらの新項目を利用した分析により、否認事件全般において同様の傾向がみられることを確認した。

以下、引き続き、平成20年の否認事件について、被告人質問の実施状況等をみることとする。

2. 3. 2 審理期間別の被告人質問公判回数、開廷回数等

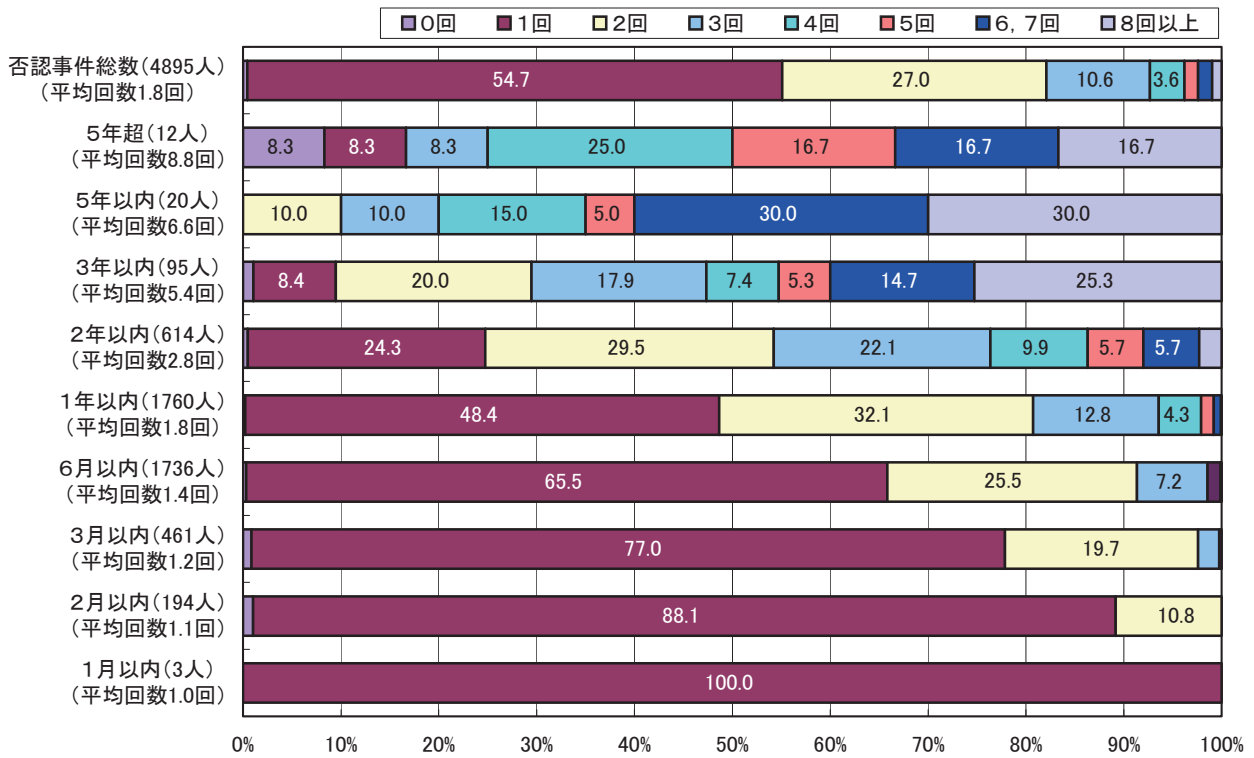
【図44】は、審理期間別に被告人質問公判回数の分布等を示したものであるが、審理期間が長い事件ほど平均被告人質問公判回数が多く、また、被告人質問公判回数の多い事件の割合が高くなっている。その伸び幅が証人尋問公判回数の場合（前掲【図36】参照）に比べて緩やかである点について、第1回及び第2回報告書では、被告人は、ある程度の範囲の事実について同一の機会にまとめて供述することも可能であるため、被告人質問の増加は証人尋問ほど開廷回数を増加させないのではないかと分析してきた（第1回報告書187頁、第2回報告書252頁参照）。平成20年は、両者の幅が接近してきており（平成18年と平成20年の審理期間1年を超え2年以内の平均回数と同2年を超え3年以内の平均回数の差を比較すると、平成18年は、証人尋問が6.0回、被告人質問が2.1回であったのに対し、平成20年は、証人尋問が3.1回、被告人質問が2.6回である。）、証人についても集中的な尋問が実施される傾向が進んできたのではないかと推測できる。

【図45】は、審理期間別に、開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合を示したものである。前記の証人尋問公判回数の場合とは逆に、審理期間が長い事件ほど、おおむね被告人質問公判回数の占める割合が減少する傾向にある（前掲【図37】参照）。

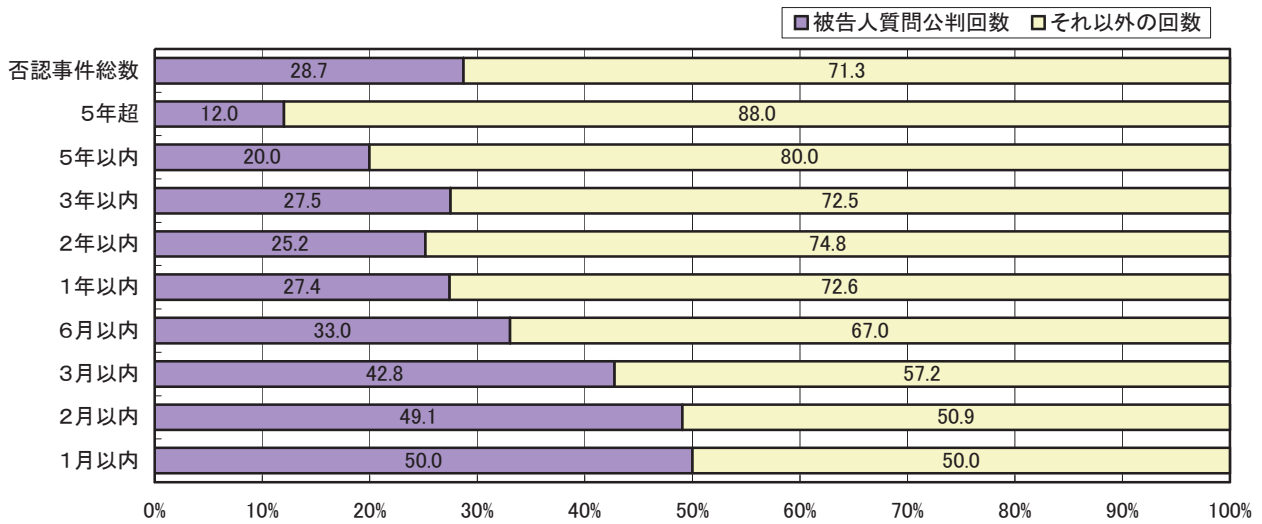
以上からは、被告人質問公判回数が増えると審理期間が増加するが、審理期間の長期化に及ぼす影響は、証人尋問公判回数の増加に比べると、やや低いといえることができる。

III 刑事訴訟事件の概況等

【図44】 審理期間別の平均被告人質問公判回数及び被告人質問公判回数の分布(否認事件)
(第2回報告書【図38】参照)



【図45】 審理期間別の開廷回数に占める被告人質問公判回数の割合(否認事件)

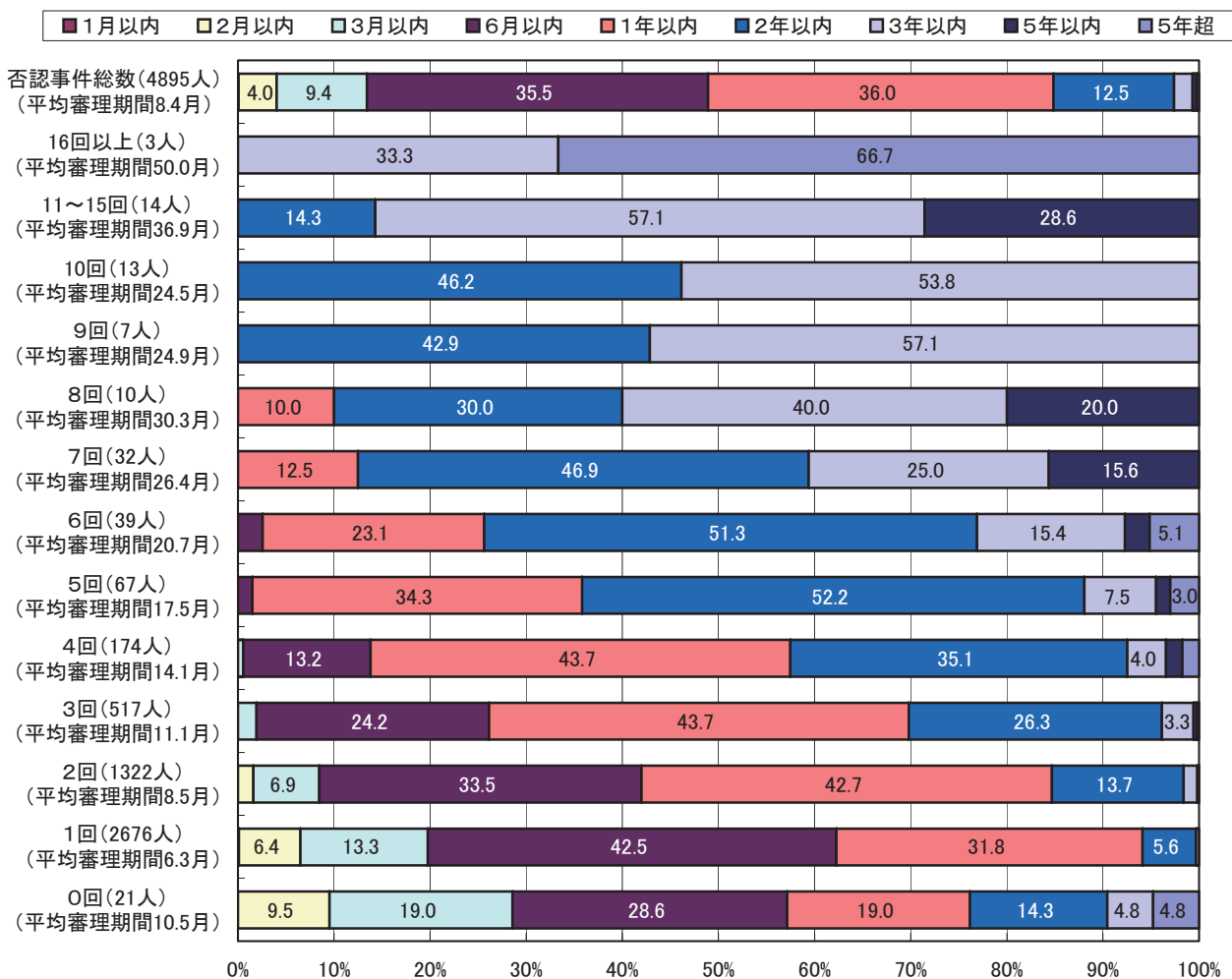


2. 3. 3 被告人質問公判回数別の審理期間、開廷回数等

【図46】は、被告人質問公判回数別に審理期間の分布等を示したものである。おおむね、被告人質問公判回数の多い事件ほど、平均審理期間が長くなり、また、審理期間の長い事件の割合が大きくなっている。審理期間2年を超える事件の割合は、被告人質問公判回数11回から15回の事件で8割を超え（85.7%）、同16回以上の事件ではすべてとなっている（ただし、被告人質問公判11回から15回以上の事件は14人、同16回以上の事件は3人にすぎない）。

被告人質問公判回数別に開廷回数の分布等を示した【図47】によれば、おおむね、被告人質問公判回数の多い事件ほど、平均開廷回数が増え、また、開廷回数の多い事件の割合が大きくなっている。

【図46】 被告人質問公判回数別の平均審理期間及び審理期間の分布(否認事件)



Ⅲ 刑事訴訟事件の概況等

【図47】 被告人質問公判回数別の平均開廷回数及び開廷回数の分布(否認事件)

